

第60回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月28日（火曜日）
午前10時（開場：午前9時）

場所

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間

Contents

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	29
連結計算書類	49
計算書類	62
監査報告書	71



未来につづく
安全・安心を

議決権
行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時到着分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **建設技術研究所**
証券コード：9621

証券コード 9621
2023年3月8日
(電子提供措置の開始日 2023年3月2日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社 建設技術研究所
代表取締役社長 中 村 哲 己

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第60回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.ctie.co.jp/ir/kabuinfo/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場については自粛を含めた慎重なご判断をお願い申し上げます。

議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、議決権行使のご案内（招集ご通知3～4頁）に従って、2023年3月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間
(会場の階数が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第60期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第7号議案 取締役賞与支給の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■議決権行使のご案内

議決権の行使には、以下3つの方法がございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご来場は自粛を含め慎重にご判断いただき、インターネット又は書面（郵送）による議決権の行使をお願い申し上げます。

インターネットによるご行使



行使期限

2023年3月27日（月曜日）午後5時登録分まで

パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」は次頁をご参照ください。

書面（郵送）によるご行使



行使期限

2023年3月27日（月曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2023年3月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時）

<受付は午前9時に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する他の株主様1名に委任する場合に限られます。

なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

議決権の行使に当たっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使期限

2023年3月27日(月曜日) 午後5時登録分まで

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス

① 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3. メニューから議決権行使を選択

④ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)
☎0120-173-027
受付時間 午前9時~午後9時(通話料無料)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、安定配当方針の維持と利益還元の充実を図りながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき100円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、1,413,960,800円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 2023年1月6日付けで設立した当社の100%子会社である株式会社CTIアセンドは、酒類の製造販売を主たる事業とすることから、当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 取締役の事業年度に関する経営責任を明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期調整に関する規定を削除するものであります。(変更案第20条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関係の調査、計画、設計、監理ならびに技術相談 2. 地質に関する調査、試験ならびに評価 3. 測量 4. 環境に関する調査、観測、分析、影響評価ならびに保全計画 5. 建設関係の試験、実験ならびに研究 6. 建設関係の模型製作 7. 建設および環境に関する記録作成 8. 建築に関する調査、計画、設計ならびに監理 9. エネルギー関連事業 10. 農業関連事業 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 11. 情報システムおよびソフトウェアの企画、設計、開発および販売 12. 労働者派遣事業 13. 損害保険代理業 14. 前各号に附帯関連する一切の事業 	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関係の調査、計画、設計、監理ならびに技術相談 2. 地質に関する調査、試験ならびに評価 3. 測量 4. 環境に関する調査、観測、分析、影響評価ならびに保全計画 5. 建設関係の試験、実験ならびに研究 6. 建設関係の模型製作 7. 建設および環境に関する記録作成 8. 建築に関する調査、計画、設計ならびに監理 9. エネルギー関連事業 10. 農業関連事業 11. 酒類の製造および販売 12. 情報システムおよびソフトウェアの企画、設計、開発および販売 13. 労働者派遣事業 14. 損害保険代理業 15. 前各号に附帯関連する一切の事業

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、現任の取締役全員(12名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案が原案どおり承認可決されまことを条件として、取締役会の経営監督機能の強化及びコーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、社外取締役1名を増員し、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位			
1	なかむら てつみ 中村 哲己	代表取締役社長	再任		男性
2	にしむら たつや 西村 達也	代表取締役副社長執行役員	再任		男性
3	ななみ よしあき 名波 義昭	取締役専務執行役員	再任		男性
4	きうち ひろし 木内 啓	取締役常務執行役員	再任		男性
5	すずき なおと 鈴木 直人	取締役常務執行役員	再任		男性
6	まえだ のぶゆき 前田 信幸	取締役常務執行役員	再任		男性
7	うえむら としひで 上村 俊英	取締役常務執行役員	再任		男性
8	ふじわら なおき 藤原 直樹	常務執行役員	新任		男性
9	いけぶち しゅういち 池淵 周一	取締役	再任	社外	独立役員 男性
10	こさお こ 小棹 ふみ子	取締役	再任	社外	独立役員 女性
11	そのべ よしひさ 園部 芳久	取締役	再任	社外	独立役員 男性
12	おがさわら あつこ 小笠原 敦子	-	新任	社外	独立役員 女性

1 なかむら 中村



所有する当社株式数

27,800株

取締役会出席率

100% (13/13回)

てつみ 哲己 (1957年3月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2013年3月	当社取締役
2002年4月	当社東京本社河川部長	2015年3月	当社九州支社長
2006年4月	当社東京本社次長	2016年3月	当社常務執行役員
2009年4月	当社東京本社副本社長	2017年4月	当社東京本社長
2010年3月	当社執行役員	2018年3月	当社専務執行役員
2011年4月	当社東北支社長	2019年3月	当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

中村哲己氏は、流域・国土事業部門、拠点事業所の要職を歴任し、当社グループの経営と事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。2019年3月より代表取締役社長として、受注拡大、新規事業展開、働き方改革、DX推進、サステナビリティ経営推進を通じた企業価値の向上及び当社グループの持続的成長に向け強いリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

2 にしむら 西村



所有する当社株式数

20,600株

取締役会出席率

100% (13/13回)

たつや 達也 (1959年8月9日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2017年3月	当社常務執行役員
2004年4月	当社東京本社水システム部長	2017年4月	当社東北支社長
2006年4月	当社東京本社河川部長	2019年3月	当社取締役、専務執行役員
2010年4月	当社中部支社次長	2019年4月	当社企画・営業本部長 (現任)
2015年3月	当社執行役員	2021年3月	当社代表取締役 (現任)
2015年4月	当社東京本社副本社長	2022年3月	当社副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

西村達也氏は、流域・国土事業部門、拠点事業所、営業部門の要職を歴任し、当社グループの経営と事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。2021年3月には代表取締役として就任し、現在は企画・営業本部長、建設マネジメント事業部門担当及び国際担当として、当社グループの事業拡大に経営手腕を発揮しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

3 な なみ 名波



所有する当社株式数

4,700株

取締役会出席率

100% (13/13回)

よし あき 義昭

(1960年1月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	建設省（現国土交通省）入省	2019年3月	当社取締役（現任）、 常務執行役員、技術本部長
2016年6月	国土交通省四国地方整備局長	2021年3月	当社専務執行役員（現任）、 東京本社長（現任）
2017年11月	当社入社、理事		
2018年3月	当社執行役員、技術本部副本部長		

取締役候補者とした理由

名波義昭氏は、国土交通省等で治水・水資源分野の要職を歴任しており、組織のトップとしての豊富な経験と、建設産業及び治水・水資源分野の技術に関する高い専門知識を有しております。2017年11月に当社入社後、2019年3月に取締役に就任し、技術本部長として当社の成果品質向上に経営手腕を発揮し、現在は東京本社長として大規模事業所の経営において強いリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

4 き うち 木内



所有する当社株式数

18,100株

取締役会出席率

100% (13/13回)

ひろし 啓

(1958年7月9日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2015年11月	株式会社日総建代表取締役社長
2005年4月	当社大阪本社河川部長	2017年3月	当社常務執行役員（現任）
2011年4月	当社大阪本社次長	2019年3月	当社取締役（現任）
2015年3月	当社執行役員	2019年4月	当社大阪本社長（現任）
2015年4月	当社東京本社副本社長		

取締役候補者とした理由

木内啓氏は、流域・国土事業部門、拠点事業所の要職及び主要グループ会社である株式会社日総建の代表取締役社長を歴任し、当社グループの経営と事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。2019年3月に取締役に就任し、現在は大阪本社長として大規模事業所の経営において強いリーダーシップを発揮しているほか、環境・社会事業部門担当として当社グループの事業拡大に貢献しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

5 鈴木

すず き

な お と

直人 (1961年11月22日生)

再任



所有する当社株式数

5,000株

取締役会出席率

100% (13/13回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	八千代エンジニアリング株式会社入社	2017年3月	当社執行役員
1991年5月	当社入社	2017年4月	当社管理本部副本部長兼人事部長
2006年4月	当社大阪本社道路・交通部長	2020年3月	当社取締役(現任)、管理本部長(現任)
2011年4月	当社大阪本社営業部長	2022年3月	当社常務執行役員(現任)
2012年4月	当社大阪本社次長		

取締役候補者とした理由

鈴木直人氏は、交通・都市事業部門、拠点事業所及び本社機構の要職を歴任し、当社グループの経営と事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。2020年3月には取締役に就任し、管理本部長、労務・会計担当、ダイバーシティ推進担当として、当社グループの働き方改革、財務・会計、人材開発、IR等を統括し管理基盤の強化に経営手腕を発揮しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

6 前田

まえ だ

のぶ ゆ き

信幸 (1959年9月23日生)

再任



所有する当社株式数

11,100株

取締役会出席率

100% (10/10回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2016年3月	当社執行役員
2006年4月	当社東京本社道路・交通部長	2019年3月	当社常務執行役員(現任)
2010年4月	当社東北支社次長	2019年4月	当社東北支社長
2014年4月	日本都市技術株式会社代表取締役社長	2021年4月	当社技術本部長(現任)
		2022年3月	当社取締役(現任)

取締役候補者とした理由

前田信幸氏は、交通・都市事業部門、拠点事業所の要職及び主要グループ会社である日本都市技術株式会社の代表取締役社長を歴任し、当社グループの事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。2022年3月には取締役に就任し、現在は技術本部長として、当社の成果品質向上に経営手腕を発揮しているほか、交通・都市事業部門担当として当社グループの事業拡大に貢献しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

7 上村

うえむら



所有する当社株式数

16,700株

取締役会出席率

100% (10/10回)

としひで 俊英

(1960年1月11日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2016年3月	当社執行役員
2007年4月	当社九州支社水工部長	2019年3月	当社常務執行役員(現任)
2011年4月	当社九州支社次長	2019年4月	当社中部支社長
2014年4月	当社企画本部副本部長兼経営企画部長	2022年3月	当社取締役(現任)、九州支社長(現任)

取締役候補者とした理由

上村俊英氏は、流域・国土事業部門、拠点事業所及び本社機構の要職を歴任し、当社グループの事業戦略・マーケティングに関する豊富な経験と高度な見識を有しております。2022年3月に取締役に就任し、現在は九州支社長として、拠点事業所の経営に強いリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役候補者として推薦するものであります。

8 藤原

ふじわら



所有する当社株式数

8,900株

取締役会出席率

—

なおき 直樹

(1964年1月11日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2018年3月	当社執行役員
2007年4月	当社東京本社水システム部長	2019年4月	当社企画・営業本部副本部長(現任)
2012年4月	当社東京本社河川部長	2020年3月	株式会社建設技研インターナショナル取締役(現任)
2014年4月	当社中部支社次長	2021年3月	当社常務執行役員(現任)
2016年4月	当社国際部長		
2017年6月	Waterman Group Plc取締役(現任)		

取締役候補者とした理由

藤原直樹氏は、当社の流域・国土事業部門、拠点事業所の要職及び主要グループ会社であるWaterman Group Plc並びに株式会社建設技研インターナショナルの取締役を歴任し、2018年3月に執行役員に就任した後、国際副担当役員として当社グループの海外事業展開を牽引するとともに、海外子会社の取締役として強いリーダーシップを発揮しており、取締役候補者として推薦するものであります。

9

いけぶち
池淵しゅういち
周一

(1943年7月5日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式数

0株

取締役会出席率

100% (13/13回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年2月	京都大学防災研究所教授	2007年4月	京都大学名誉教授、財団法人河川環境管理財団研究顧問
1996年4月	京都大学防災研究所附属水資源研究センター長	2013年4月	公益財団法人河川財団研究フェロー（現任）
1999年5月	京都大学防災研究所長	2017年3月	当社取締役（現任）
2004年10月	株式会社気象工学研究所取締役研究所長		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池淵周一氏は、今後、業容拡大が見込まれる防災分野の専門家であり、同氏の豊富な経験と幅広い見識及びグローバルな視点を当社の経営全般に反映していただいております。引き続き社外取締役候補者として推薦するものであります。

同氏が社外取締役に選任された場合には、当社経営課題等について、学識経験者としての専門的知識と幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

10 こ さお 小棹ふみ子 こ (1954年4月17日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式数

0株

取締役会出席率

100% (13/13回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	国税庁入庁	2016年6月	飛島建設株式会社社外監査役
1997年7月	税務大学校東京研修所教育官	2017年3月	当社取締役（現任）
2011年7月	関東信越国税局行田税務署長	2017年6月	メタウォーター株式会社社外取締役（現任）
2014年7月	東京国税局日本橋税務署長	2020年7月	株式会社トーエル社外取締役（監査等委員）（現任）
2015年8月	税理士登録 小棹ふみこ税理士事務所（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小棹ふみ子氏は、東京国税局日本橋税務署長を務めるなど、組織のトップとしての経験が豊富であり、税理士として税務と企業会計に関する専門知識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけるものと判断していることから、引き続き社外取締役候補者として推薦するものであります。

同氏が社外取締役に選任された場合には、当社経営課題等について、税理士としての専門的知識と幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

11 園部

その べ

よし ひさ

芳久 (1956年10月17日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式数

0株

取締役会出席率

100% (10/10回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	帝人株式会社入社	2019年4月	同社専務執行役員、CFO、経理・財務管掌
2009年6月	同社執行役員、経営企画部門長	2020年4月	同社代表取締役
2011年4月	同社CFO、経理財務本部長	2021年4月	同社取締役、非常勤顧問
2014年4月	同社経営企画本部長	2021年6月	同社取締役退任
2014年6月	同社取締役	2022年3月	当社取締役 (現任)
2016年4月	同社常務執行役員		
2017年4月	同社経営企画管掌、法務・知財管掌 (グローバル戦略管掌 (海外金融統括会社 (欧米中) 担当))		

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

園部芳久氏は、大企業での経営経験者であり、財務・会計の知見をバックボーンに、経営戦略担当・CFOとして、事業ポートフォリオの変革、グローバル合併会社の運営、海外でのM&A、コーポレートガバナンスの改善などを推進することで企業価値の増大に貢献しており、同氏の豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけるものと判断していることから、引き続き社外取締役候補者として推薦するものであります。

同氏が社外取締役に選任された場合には、当社経営課題等について、財務・会計やグローバルビジネスなどに関する知識と幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

12

お が さ わ ら あ つ こ
小笠原敦子

(1960年10月6日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式数

0株

取締役会出席率

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社毎日新聞社入社	2018年6月	株式会社毎日新聞社 大阪本社副代表
2006年4月	同社岡山支局長	2018年6月	公益財団法人大同生命国際文化基金理事(現任)
2008年4月	同社大阪本社経済部長	2020年4月	国立大学法人大阪大学理事(非常勤)(現任)
2011年5月	同社京都支局長	2020年6月	株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役(現任)
2014年7月	同社大阪本社編集局次長	2020年6月	株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役(非常勤)(現任)
2016年4月	同社総合事業局長	2021年2月	一般社団法人関西イノベーションセンター理事(現任)
2017年5月	公益財団法人日本高校野球連盟理事(現任)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小笠原敦子氏は、大手新聞社で要職を務められ、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しています。また、女性初の日本高校野球連盟理事を務めるとともに、国立大学法人でブランディング担当の理事としての実績もあり、同氏の豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者として推薦するものであります。

同氏が社外取締役に選任された場合には、当社経営課題等について、実業界での豊富な経験と専門知識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前田信幸氏、上村俊英氏及び園部芳久氏は、第59回定時株主総会（2022年3月24日）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
3. 池淵周一氏、小棹ふみ子氏、園部芳久氏及び小笠原敦子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、池淵周一氏、小棹ふみ子氏及び園部芳久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、小笠原敦子氏につきましても、同取引所及び当社の独立性基準の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本総会において選任を承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

4. 当社は、池淵周一氏、小棹ふみ子氏及び園部芳久氏との間で会社法第427条第1項及び定款第31条に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い金額を上限としております。本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、小笠原敦子氏が本総会において選任を承認された場合には、同氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、各候補者が取締役就任した場合は、会社法第430条の2第1項に定める補償契約（職務の執行において悪意・重過失がないことを条件に、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償する）の締結について引き続き検討いたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、招集ご通知「事業報告 II.会社の現況 3. 会社役員 の状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。なお、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。
7. 池淵周一氏及び小棹ふみ子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年でありま
す。園部芳久氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役齋藤貢一氏、田中康郎氏及び石川剛氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 ^{みつけ}見附 ^{けいぞう}敬三 (1961年8月27日生)

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社東京建設コンサルタント入社	2012年4月	当社管理本部広報室長
1990年1月	日本建設コンサルタント株式会社（現いであ株式会社）入社	2017年4月	当社中部支社総務部長
2009年6月	当社入社	2020年4月	当社管理本部副本部長兼総務部長（現任）

監査役候補者とした理由

見附敬三氏は、同業他社及び当社流域・国土事業部門での技術経験を有するほか、業界団体での活動によって建設コンサルタント業界に通じております。加えて、拠点事業所での総務部長としての業務経験によって財務・会計の知見を有するほか、管理本部副本部長兼総務部長として全社に渡る事項を分掌したことから、実効性の高い監査が期待できるため、社内監査役候補者として推薦するものであります。

所有する当社株式数

4,212株

取締役会出席率

—

監査役会出席率

—

2

た なか
田中やすろう
康郎

(1946年2月9日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式数

0株

取締役会出席率

100% (13/13回)

監査役会出席率

100% (13/13回)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1971年4月	判事補任官	2005年2月	東京高等裁判所部総括判事
1981年4月	東京地方裁判所判事	2009年3月	札幌高等裁判所長官
1985年4月	国連アジア極東犯罪防止研修所 研修部長	2011年2月	弁護士登録
1994年4月	東京地方裁判所部総括判事	2011年4月	明治大学法科大学院教授
2003年2月	盛岡地方・家庭裁判所長	2015年3月	当社監査役(現任)

■ 社外監査役候補者とした理由

田中康郎氏は、裁判官出身の弁護士としての職業倫理と高い専門性を活かして、当社の社外監査役として監査・監督機能を発揮しております。今後も当社の監査体制強化への貢献が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3 いしかわ 石川

ごう 剛 (1968年7月8日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式数

0株

取締役会出席率

100% (13/13回)

監査役会出席率

100% (13/13回)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1995年4月	弁護士登録	2015年3月	桜田通り総合法律事務所シニアパートナー (現任)
1998年7月	柿本法律事務所パートナー	2016年3月	株式会社メディアフラッグ (現インパクトホールディングス株式会社) 社外取締役 (現任)
2008年9月	霞が関法律会計事務所パートナー	2016年4月	第一東京弁護士会副会長
2011年3月	株式会社メディアフラッグ (現インパクトホールディングス株式会社) 社外監査役	2019年3月	当社監査役 (現任)
2012年2月	アルテック株式会社社外監査役 (現任)	2022年4月	日本弁護士連合会常務理事 (現任)

■社外監査役候補者とした理由

石川剛氏は、弁護士として培った、企業法務をはじめとした法務全般に関する高い専門性と職業倫理及び財務・会計の知識を活かして、当社の社外監査役として監査・監督機能を発揮しております。今後も当社の監査体制強化への貢献が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 見附敬三氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会における持分であります。
3. 田中康郎氏及び石川剛氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、田中康郎氏を株式会社東京証券取引所及び当社の独立性基準の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
- 石川剛氏は、2019年4月より当社との間で法律顧問契約を締結しております。同取引は、法律相談に関する一般的な取引であり、報酬額は年間500万円未満と僅少であるため、同取引所及び当社の独立性基準の定めに基づく独立役員要件を満たしており、本総会において選任を承認された場合には、独立役員として指定する予定です。
4. 当社は、田中康郎氏及び石川剛氏との間で会社法第427条第1項及び定款第41条に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い金額を上限としております。本総会において両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
5. 当社は、各候補者が監査役に就任した場合は、会社法第430条の2第1項に定める補償契約（職務の執行において悪意・重過失がないことを条件に、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償する）の締結について引き続き検討いたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、招集ご通知「事業報告Ⅱ.会社の現況 3. 会社員の状況 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。なお、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。

7. 田中康郎氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。石川剛氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

(参考) 当社取締役及び監査役のスキル・マトリックス

本総会において第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合、当社取締役及び監査役が有する知識・経験・能力、特に専門性を発揮できる分野、特に期待する分野、多様性スコアを示したものです。

氏名		スキル・マトリックス									
		経営	技術品質	事業戦略マーケティング	人事人材開発	IT DX	サステナビリティ ESG	財務会計 税務	法務 リスクMG	グローバル	
取 締 役	中村 哲己	●	●	●		●	●				
	西村 達也	●	●	●			●			●	
	名波 義昭	●	●		●				●	●	
	木内 啓	●	●	●							
	鈴木 直人	●	●		●	●	●	●	●		
	前田 信幸	●	●			●					
	上村 俊英	●	●	●							
	藤原 直樹	●	●	●		●				●	
	池淵 周一	●	●							●	
	小棹 ふみ子	●			●			●			
	園部 芳久	●		●		●		●	●	●	
	小笠原 敦子	●			●		●		●		
	監 査 役	見附 敬三	●	●				●	●	●	
		中下 恵勇	●	●						●	
田中 康郎									●	●	
石川 剛		●						●	●	●	

(参考) 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

(役員候補者の選定及び役員の解任に係る基本方針からの抜粋)

以下の要件を満たす社外取締役、社外監査役及びその候補者を、独立性を有している者と判断する。

- (1) 現在及び過去10年間、当社及び当社の関係会社の業務執行者※1でないこと。
 - (2) 配偶者又は二親等以内の親族が、当社の業務執行者でないこと。
 - (3) 当社の主要な取引先※2又は当社を主要な取引先とする法人の業務執行者でないこと。
 - (4) 当社の大株主(総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者でないこと。
 - (5) 政策保有目的で当社が株式を保有する法人の業務執行者でないこと。
 - (6) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者でないこと。
 - (7) 当社から役員報酬以外に、多額※3の報酬を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等又は団体の業務執行者でないこと。
 - (8) 当社から多額※3の寄付又は助成を受けている者若しくは団体の業務執行者でないこと。
 - (9) 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の法人の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の法人の業務執行者でないこと。
 - (10) 本人の配偶者又は二親等以内の親族が、上記(3)ないし(9)に該当しないこと。
 - (11) 上記(2)ないし(10)について、過去5年間該当がないこと。
 - (12) 当社の社外取締役及び社外監査役としての通算在任期間が12年以上でないこと。
ただし、当該候補者について取締役会又は監査役会に対して余人をもって代えがたい貢献が認められる場合はこの限りでない。
- ※1 「業務執行者」とは、取締役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。
- ※2 「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、当社とその取引先との間の取引金額が当社の連結売上高の1%を超える場合の取引先又は当社の連結総資産の1%以上の額を当社に融資している取引先をいう。
- ※3 「多額」とは、直近3事業年度の平均で、個人の場合は年間 500 万円以上、団体の場合は年間 1,000万円以上をいう。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年3月26日開催の第56回定時株主総会において、補欠監査役に選任された由布節子氏の選任の効力は、本総会終結の時までとされていますので、法令に定める監査役の員数の要件を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ゆ ぶ せつ こ
由 布 節 子

(1952年3月28日生)

社 外

独立役員



所有する当社株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録	2016年9月	公正取引委員会第16期独占禁止懇話会メンバー（現任）
2002年1月	渥美・臼井法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）シニアパートナー（現任）	2020年6月	パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）社外監査役（現任）

■補欠監査役候補者とした理由

由布節子氏は、弁護士として企業法務・外国法をはじめとした、法務全般に関する高い専門性と職業倫理を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 由布節子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所及び当社の独立性基準の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、由布節子氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項及び定款第41条に基づき、同氏との間に500万円又は法令が定める額のいずれか高い金額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、由布節子氏が監査役に就任した場合、会社法第430条の2第1項に定める補償契約（職務の執行において悪意・重過失がないことを条件に、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償する）の締結について検討いたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。由布節子氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、招集ご通知「事業報告Ⅱ.会社の現況 3. 会社員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。なお、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額の額は、2014年3月27日開催の第51回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役は除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件

とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後３か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当

社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】役員報酬方針

1. 基本方針

(1) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬（月額報酬）と当該事業年度の連結業績と連動した報酬（金銭賞与）及び長期インセンティブ報酬としての非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

これらの各報酬の比率の目安は、以下のとおりとする。

報酬項目	固定報酬	変動報酬	
	月額報酬	金銭賞与	譲渡制限付株式報酬
設定目安（割合）	67.5%	20.0%	12.5%

(2) 社外取締役及び監査役の報酬

① 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬（月額報酬）のみで構成する。

具体的な報酬額は、社内取締役の報酬における固定報酬の決定方法に準じて決定する。

② 監査役の報酬

高い独立性の観点から、月額報酬のみで構成する。具体的な報酬額は、監査役の協議により決定する。

2. 取締役（社外取締役を除く。）に関する報酬の決定方法等

（1）固定報酬

固定報酬（月額報酬）は、株主総会の決議により決定した取締役の報酬限度額の範囲内において、予め定められた役員報酬月額基準表に従い適切に算定し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会の決議により決定する。また、固定報酬（月額報酬）の一部については、役員持株会制度により当社株式取得に充当する。

（2）業績連動報酬（金銭賞与）

業績連動報酬（金銭賞与）は、当該事業年度の連結業績に応じて賞与基礎額を設定したうえで、各取締役の貢献度を、営業利益・ROE・ESGの種別ごとに、以下の計算式を用い、代表取締役社長が評価したうえで、報酬枠の範囲内で各取締役の具体的な金額を設定し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決議する。

		支給区分	支給額計算方法			
金 銭 賞 与	短期インセンティブ としての支給分	賞与基礎額	×	50%	×	営業利益係数
		賞与基礎額	×	50%	×	ROE評価係数
	長期インセンティブ としての支給	賞与基礎額	×	20%	×	ESG評価係数

（3）非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）

非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、役位に応じて付与株式数を算定し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会決議により決定するものとする。また、譲渡制限期間は、役員退任時までとする。

なお、非金銭報酬（譲渡制限付株式）については、①当社の承諾を得ずに当社グループと競合する企業の業務に従事した場合、②不正会計や巨額損失等により当社グループに損害を与えた場合、③その他無償で取得すべきと当社が判断した場合には、取締役会の審議を経て、付与した全ての株式について、当社が無償で取得することができる旨の条項を設ける。

第7号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役のうち社外取締役以外の9名に対し、賞与を総額37,640,000円支給することといたしたく存じます。

本議案に関しましては、当事業年度に係る当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（詳細は、招集ご通知「事業報告Ⅱ.会社の現況 3. 会社役員の状態（5）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。）に基づき決定されていることから、相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の状況

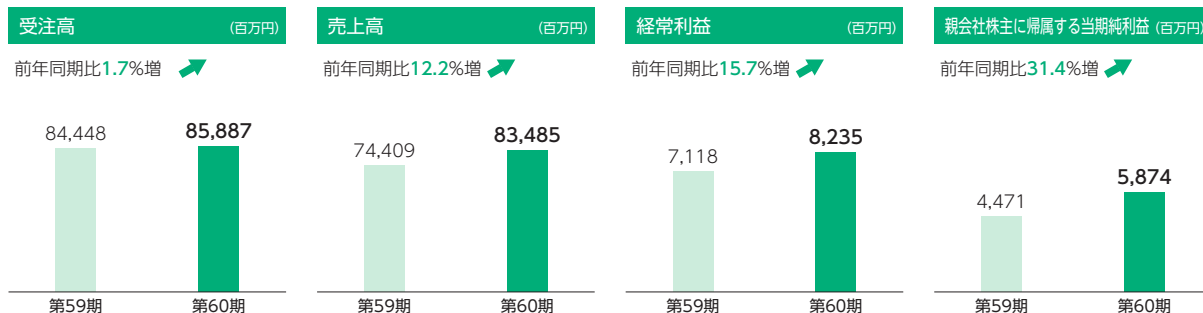
(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナ下で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに持ち直しています。ただし、世界的な金融引締め等による海外景気の下振れや物価上昇等の影響などにより、不透明な状況が継続しています。

当社グループを取り巻く経営環境は、国内建設コンサルティング事業では、政府が推進している防災・減災対策の強化、インフラ老朽化対策に関わる国土強靱化推進などを背景として、前連結会計年度に続き堅調に推移しました。海外建設コンサルティング事業では、アジア市場及び英国市場ともに、新型コロナウイルス感染症に基づく制限が緩和されましたが、ウクライナ情勢やインフレ等の経済動向に引き続き注視する必要があります。

当社グループは、このような経営環境のもと、2022年を初年とする「中期経営計画2024」において、「グローバルインフラソリューショングループとしての成長」を目標とし、①グループ協働の推進による事業拡大、②安定経営と収益性の改善、③ガバナンスの強化、④サステナビリティ経営の推進の4点をグループ全体の取り組みとして掲げ、当連結会計年度において実行してまいりました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における当社グループの受注高は、85,887百万円と前年同期比1.7%増となりました。売上高は83,485百万円と前年同期比12.2%増、経常利益は8,235百万円と前年同期比15.7%増、親会社株主に帰属する当期純利益は5,874百万円と前年同期比31.4%増となりました。



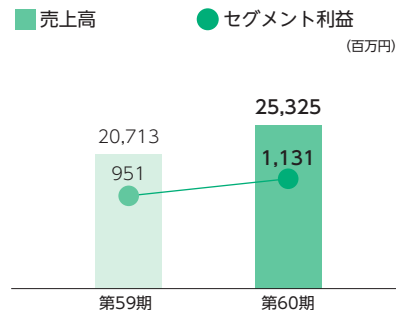
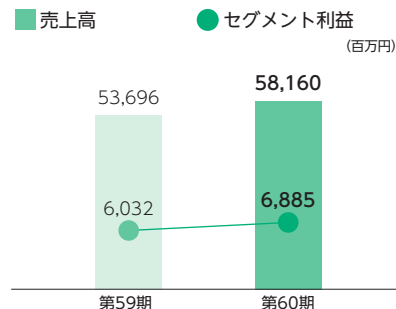
当社グループのセグメント別の業績は次のとおりです。

① 国内建設コンサルティング事業

国内建設コンサルティング事業は、防災・減災、国土強靱化、維持管理をはじめとする重点事業分野の計画的な受注と生産を行いました。以上の結果、受注高は58,191百万円と前年同期比0.8%減、売上高は58,160百万円と前年同期比8.3%増となり、セグメント利益は6,885百万円と前年同期比14.1%増となりました。

② 海外建設コンサルティング事業

海外建設コンサルティング事業は、東南アジアを拠点とする株式会社建設技研インターナショナルにおいて大型受注を獲得するとともに、英国を中心に事業展開するWaterman Group Plcの業績が大きく拡大し、受注高は27,696百万円と前年同期比7.4%増、売上高は25,325百万円と前年同期比22.3%増となり、セグメント利益は1,131百万円と前年同期比18.8%増となりました。



(2) 対処すべき課題

国内建設コンサルティング事業では、令和5年度における国の公共事業関係費予算及び防災・減災、国土強靱化のための推進予算が前年並みに確保される見込みです。また、インフラ老朽化対策としての河川や道路のメンテナンス事業、防災・減災対策としての流域治水の推進が堅調に推移することが予測されます。更に、災害リスク、DX推進、カーボンニュートラルへの対応などに関する社会的要請が一層高まると想定されます。

海外建設コンサルティング事業では、株式会社建設技研インターナショナルの所管する東南アジアの事業が、コロナ禍の揺り戻しで徐々に改善傾向にあるものの、Waterman Group Plcの所管する英国やオーストラリアでは、高騰するインフレ率、賃金上昇などの景気動向により受注環境は不確実な状況であり、今後も注視していく必要があります。

このような経営環境のもと、「中期経営計画2024」の2年目となる第61期では、積み残した課題の解決と「中期経営計画2024」の目標達成に向けて、以下の重点テーマに基づく取り組みをいたします。

① 事業構造変革の促進

防災・減災を中心としたコア事業の競争力を高めるとともに、情報システム開発やエネルギー等の重点事業分野への受注拡大を図ります。また、グループ全体の営業拠点を活用して、地方自治体や民間、海外等への市場展開を促進します。

② 生産システム改革の促進

成長の原動力である人材の強化を継続するとともに、多様な人材を活性化するため、成果や役割で評価する新たな人事処遇制度への転換を進めます。また、プロジェクトマネジメントを高度化することで品質向上と効率化を両立し、更に、DX推進による生産性向上を図ります。

③ ガバナンスの強化

事業リスクや成果品質、労務管理及び情報セキュリティ等、当社グループを取り巻くリスクを俯瞰的かつ重点的にモニタリングするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体の内部統制システムの運用を強化・徹底します。

④ サステナビリティ経営の推進

職場環境や人事処遇制度の改善などのウェルビーイング施策推進、多様な人材の登用や処遇改善などのダイバーシティ推進、CO2 排出量の削減、グリーン事業投資の実施などのサステナブルチャレンジ推進計画に基づいた施策推進、更にこれらの取り組みの積極的開示に努めてまいります。

当社グループの最大の経営資源は「人」と「技術」です。その「人」を大切にすることが、「技術」を支え、当社グループの持続的成長につながると考えています。当社は、2023年4月に株式会社設立60周年(創業78年)を迎えます。役員並びに従業員一同、人々の安心・安全を担う建設コンサルタントの社会的使命を果たすため、最大限の努力を続けてまいります。

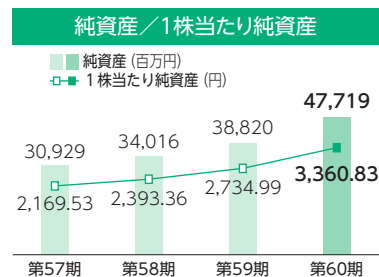
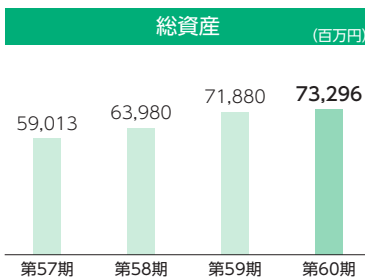
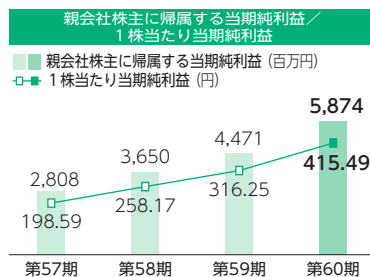
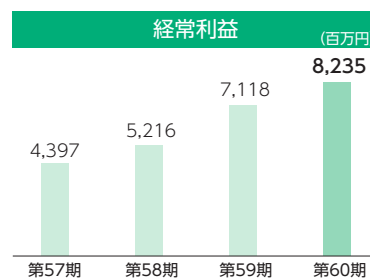
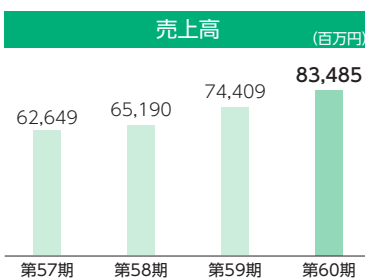
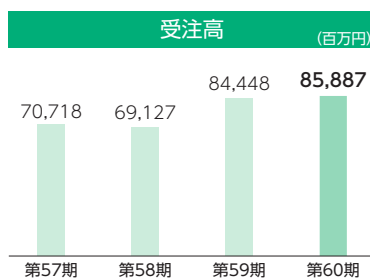
株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

-
- (3) 資金調達の様況
該当事項はありません。
 - (4) 設備投資の様況
該当事項はありません。
 - (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該当事項はありません。
 - (6) 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はありません。
 - (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はありません。
 - (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 57 期 2019年12月期	第 58 期 2020年12月期	第 59 期 2021年12月期	第 60 期 (当連結会計年度) 2022年12月期
受注高	70,718	69,127	84,448	85,887
売上高	62,649	65,190	74,409	83,485
経常利益	4,397	5,216	7,118	8,235
親会社株主に帰属する当期純利益	2,808	3,650	4,471	5,874
1株当たり当期純利益	198.59円	258.17円	316.25円	415.49円
総資産	59,013	63,980	71,880	73,296
純資産	30,929	34,016	38,820	47,719
1株当たり純資産	2,169.53円	2,393.36円	2,734.99円	3,360.83円



(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社

当社には親会社が存在しませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社建設技研インターナショナル	100百万円	100%	建設コンサルタント
Waterman Group Plc	3.3百万ポンド	100%	建設コンサルティング・ビルディング
Waterman Group (Aus) Pty Limited	7.6百万豪ドル	(注1)62.5%	建設コンサルティング・ビルディング
日本都市技術株式会社	100百万円	100%	建設コンサルタント、土地区画整理事業
株式会社地圏総合コンサルタント	100百万円	100%	建設コンサルタント、地質調査業
株式会社日総建	100百万円	100%	建築設計、監理
株式会社環境総合リサーチ(注2)	100百万円	100%	環境計量証明事業、環境調査・分析

(注) 1. 子会社Waterman Group Plcが所有しており、全て間接所有であります。

2. 株式会社環境総合リサーチは、前連結会計年度まで非連結子会社でありましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

2. 当連結会計年度末日の状況

(1) 主要な事業内容

当社グループは、河川、ダム、道路、環境、情報、都市・建築などの公共事業及び民間事業の社会資本整備に関する建設コンサルタント業を営んでおります。

① 国内建設コンサルティング事業

国内における公共事業の企画、調査、計画、設計、発注者支援、施工管理、運用維持管理などの総合コンサルティング業務及び付随するシステム開発、保守管理、一般事務処理受託、土地区画整理業務、地質調査業務、建築設計・監理業務並びに環境計量証明業務・環境調査・分析業務であります。土地区画整理業務、地質調査業務、建築設計・監理業務及び環境計量証明業務・環境調査・分析業務を除く業務は主に当社が、土地区画整理業務は子会社日本都市技術株式会社、地質調査業務は子会社株式会社地圏総合コンサルタントが、建築設計・監理業務は子会社株式会社日総建が、環境計量証明業務・環境調査・分析業務は子会社株式会社環境総合リサーチが担当しております。

- ② 海外建設コンサルティング事業
海外におけるプロジェクトの発掘、マスタープランの策定、企画、調査、計画、設計、施工管理、運用維持管理など建設プロジェクト全般にわたる総合コンサルティング事業並びに構造設計、設備設計を含むビルディング関連事業であります。総合コンサルティング事業は当社、子会社株式会社建設技研インターナショナル及び子会社Waterman Group Plcが、ビルディング関連事業は子会社Waterman Group Plc及び子会社Waterman Group (Aus) Pty Limitedが担当しております。

(2) 主要な営業所等

① 当社

- 本 社 東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
支社等 東京本社（東京都中央区）
東京本社さいたまオフィス（さいたま市浦和区）
大阪本社（大阪市中央区）
北海道支社（札幌市中央区） 東北支社（仙台市青葉区）
北陸支社（新潟市中央区） 中部支社（名古屋市中区）
中国支社（広島市東区） 四国支社（香川県高松市）
九州支社（福岡市中央区） 沖縄支社（沖縄県那覇市）
研究センターつくば（茨城県つくば市）
事務所 青森事務所（青森県青森市）ほか全国42カ所

② 株式会社建設技研インターナショナル

- 本 社 東京都江東区亀戸二丁目25番14号

③ Waterman Group Plc

- 本 社 Pickfords Wharf, Clink Street, London, SE1 9DG United Kingdom

④ Waterman Group (Aus) Pty Limited

- 本 社 60 Park Street, South Melbourne, VIC 3205, Australia

⑤ 日本都市技術株式会社

- 本 社 東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
支社等 本社事務所・東日本支社（千葉県松戸市）
西日本支社（福岡市博多区）

- ⑥ 株式会社地圏総合コンサルタント
 本 社 東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号
 支社等 札幌支店 (札幌市中央区)
 四 国 支 店 (愛媛県新居浜市)
- ⑦ 株式会社日総建
 本 社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
- ⑧ 株式会社環境総合リサーチ
 本 社 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9

(3) 使用人の状況

① 企業集団

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,716名 (1,094名)	357名増 (16名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (パート及びアルバイト) 数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,912名 (531名)	97名増 (11名増)	42.93歳	12.81年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (パート及びアルバイト) 数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況 (2022年12月31日現在)

1. 株式の状況

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,159,086株 |
| (3) 株主数 | 3,276名 |
| (4) 上位10名の株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,508千株	10.7%
有 限 会 社 光 パ ワ ー	1,361	9.6
建 設 技 術 研 究 所 従 業 員 持 株 会	1,123	7.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	495	3.5
重 田 康 光	396	2.8
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	371	2.6
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	354	2.5
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	300	2.1
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	269	1.9
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	210	1.5

(注) 持株比率は、自己株式(19,478株)を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役副会長	寺井和弘	
代表取締役社長	中村哲己	
代表取締役副社長執行役員	西村達也	企画・営業本部長
取締役専務執行役員	名波義昭	東京本社長
取締役常務執行役員	秋葉努	ガバナンス統括本部長
取締役常務執行役員	木内啓	大阪本社長
取締役常務執行役員	鈴木直人	管理本部長
取締役常務執行役員	前田信幸	技術本部長
取締役常務執行役員	上村俊英	九州支社長
取締役	池淵周一	公益財団法人河川財団研究フェロー
取締役	小棹ふみ子	税理士、小棹ふみ子税理士事務所、メタウォーター株式会社社外取締役、株式会社トーエル社外取締役（監査等委員）
取締役	園部芳久	
常勤監査役	中下恵勇	
監査役	齋藤貢一	
監査役	田中康郎	弁護士
監査役	石川剛	弁護士、桜田通り総合法律事務所シニアパートナー、アルテック株式会社社外監査役、インパクトホールディングス株式会社社外取締役、日本弁護士連合会常務理事

- (注) 1. 取締役池淵周一氏、小棹ふみ子氏及び園部芳久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中康郎氏及び石川剛氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役池淵周一氏、小棹ふみ子氏、園部芳久氏及び監査役田中康郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役石川剛氏は、弁護士としての業務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役石川剛氏とは、法律顧問契約を締結しておりますが、年間の報酬は500万円未満と僅少であります。
6. 社外役員の重要な兼職の状況については、招集ご通知「事業報告 II.会社の現況 4.社外役員に関する事項（1）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係」に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円又は法令に定める額のいずれか高い額を上限としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員が業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合、法律上の損害賠償責任及び訴訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は、填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者は、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員全員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	290百万円 (19百万円)	253百万円 (19百万円)	37百万円 (一)	—
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	44百万円 (12百万円)	44百万円 (12百万円)	—	—
合計 (うち社外役員)	18名 (5名)	335百万円 (31百万円)	297百万円 (31百万円)	37百万円 (一)	—

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した37百万円を含んでおります。
3. 上記の支給人数には、2022年3月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了に伴い退任した取締役2名分を含んでおります。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の報酬限度額は、2014年3月27日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分の給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役0名）です。
監査役の報酬限度額は、1994年3月30日開催の定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役1名）です。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- a. 決定額の方針
当社は、2016年7月28日開催の取締役会決議によって制定されたコーポレートガバナンス基本方針において、「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を定めております。
- b. 決定方針の内容の概要
社外取締役以外の取締役の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬(月額報酬)と当事業年度の連結業績と連動した賞与で構成し、社外取締役は、その役割と独立性の観点から固定報酬(月額報酬)のみで構成しています。
取締役の固定報酬は、予め定められた役員報酬月額基準表に従い適切に月額報酬を算定しています。また、業績連動報酬(賞与)は、当事業年度の連結業績に応じて標準的な金額を設定しており、各取締役の貢献度を代表取締役社長が評価したうえで、報酬枠の範囲内で各取締役の具体的な金額を設定し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。具体的な指標としては、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益を選択しております。当該指標を選択した理由は、当社グループの事業活動との連動性を明確にするためです。当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、招集ご通知「連結計算書類」の連結損益計算書をご参照ください。
- c. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。
- (6) 辞任した、又は解任された役員
対象となる役員はおりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位及び氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
取締役 池淵周一	公益財団法人河川財団研究フェロー	無
取締役 小棹ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 メタウォーター株式会社社外取締役 株式会社トーエル社外取締役（監査等委員）	無
取締役 園部芳久	無	無
監査役 田中康郎	無	無
監査役 石川剛	桜田通り総合法律事務所シニアパートナー アルテック株式会社社外監査役 インパクトホールディングス株式会社社外取締役 日本弁護士連合会常務理事	無

(注) 上記社外役員の配偶者又は三親等以内の親族等が当社又は当社の特定関係事業者の役員又は使用人等である事実はありません。

(2) 当該事業年度における主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席の状況

地位及び氏名	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 池淵周一	13回／13回	100%	—	—
取締役 小棹ふみ子	13回／13回	100%	—	—
取締役 園部芳久	10回／10回	100%	—	—
監査役 田中康郎	13回／13回	100%	13回／13回	100%
監査役 石川剛	13回／13回	100%	13回／13回	100%

(注) 社外取締役園部芳久氏は、2022年3月24日就任以後開催の取締役会より出席しております。

② 取締役会及び監査役会における発言の状況

取締役池淵周一氏は、防災分野の専門家として培った知識・見地から、当社グループの事業展開等について助言等を行うことで、業務執行に対する適切な監督を行っています。また、同氏が委員長を務める指名・報酬諮問委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で発言を行っています。

取締役小棹ふみ子氏は、経験豊富な税理士の見地から、財務・会計の適正性を確保するための監督を行うとともに、当社グループのダイバーシティや女性活躍推進にも積極的に助言を行うことで、業務執行に対する適切な監督を行っています。また、同氏が委員を務め

る指名・報酬諮問委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で発言を行っています。取締役園部芳久氏は、2022年3月に就任後、開催された取締役会において、財務・会計の豊富な知見・経験から、当社グループの事業展開を含む経営戦略や資本政策等について助言等を行うことで、業務執行に対する適切な監督を行っています。また、同氏が委員を務める指名・報酬諮問委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で発言を行っています。監査役田中康郎氏及び石川剛氏は、取締役会では、取締役に対し積極的に質問するとともに、法務分野を中心とした識見と弁護士として培った豊富な経験を、石川剛氏にあっては弁護士としての業務を通じて培った財務・会計の知識を生かして、発言、提言を行っています。また、監査役会では、実施した監査を報告し、他の監査役と緊密な情報交換をするとともに、法務分野を中心とした識見と弁護士として培った豊富な経験を生かして、必要な意見を述べています。

(3) 報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
社外取締役	3名	19百万円
社外監査役	2名	12百万円

(注) 当社社外取締役及び社外監査役の報酬は、基本報酬のみとしており、「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」はありません。

(4) 親会社等又は親会社等の子会社等から受けている報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 監査業務に係る報酬等の額及び監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

内 容	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査の状況

当社の連結子会社であるWaterman Group Plcは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準に係る指導・助言業務」及び「非連結子会社の連結化に向けた会計処理に係る指導・助言業務」を委託しております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合には、解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき同旨の議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

-
- (6) 過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
該当事項はありません。
 - (7) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
 - (8) 辞任した、又は解任された会計監査人
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループの経営理念は、世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦することであり、この経営理念に基づく適正な業務執行体制の整備・運用が、企業価値の向上につながる経営の重要な責務であると認識し、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を定めております。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役及び従業員が職務の執行に当たって遵守すべき事項を明確にし、コンプライアンス体制及び業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。また、「内部通報の取扱いに関する規程」の定めに従い、内部通報体制の充実を図り、違法・不正行為の未然防止、早期発見と是正、再発防止に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行に係る文書その他の情報につき、「情報セキュリティポリシー」、その他社内規則に従って情報管理体制を整備し、適切に開示、保存、廃止及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。また、子会社ごとに情報の集約を行い、リスク管理体制を強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的（月1回）に取締役会と経営会議とを開催し、十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間及び各部門間の連携・調整を図る内部統制システムを構築する。子会社の運営に当たっては、当社の管理本部ほか本社関連部署が積極的な支援を行い、効率的な業務執行を確保する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）
当社は、当社グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、当社グループに対する管理体制を構築する。また、子会社取締役は、「子会社管理規程」の定めに従い、経営の重要事項について当社に報告するとともに、必要に応じて当社の事前承認を得る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議し、適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。
- (7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
当該従業員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該従業員の異動、評価、賞罰等について、監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、又は発生するおそれがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。監査役への報告事項については、取締役と監査役とが協議して予め定め、報告に関する社内体制を整備する。また、監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等については、取締役がその費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、前払を含め速やかに監査役に費用を支払い、あるいは債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役と監査役とは、監査役の監査が実効的に行われるために、監査環境の整備を含む諸事項（内部監査部門との連携に関する事項等）を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。

(11) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社は、「行動憲章」に「誠実で公正な責任ある企業活動の推進」を掲げ、「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」を整備して取締役、従業員の職務を明確にするとともに、ガバナンス統括本部コンプライアンス室及び同監査室を設置し、グループ会社を含めたコンプライアンス研修、内部監査の実施、内部監査での指摘事項についてのモニタリングなどにより、継続的な改善を図っております。また、「コンプライアンス規程」を定め、内部通報体制の一層の充実を図って、リスク情報が的確に上層部へ伝達される仕組みを構築しております。あわせて、ガバナンス統括本部と関連部署が連携して、当社グループのコンプライアンス体制を強化するとともに、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、速やかに法令、定款及び社内規則に則り、当社取締役会において決定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

当社は、契約書、取締役会資料、議事録などの文書、重要な営業情報、業務上の個人情報等、保存・管理が必要な情報は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ実施要領」などを整備し、厳正に管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
当社は、「行動憲章」に「リスク管理の徹底」を掲げ、想定されるリスクについて、企画・営業本部で継続的に検討し、その結果に基づき、各部署でリスク管理の整備を進めております。また、当社グループのリスク管理の対応状況をモニタリングし、定期的に取り締役会等に報告しております。併せて、緊急事態が発生したときの会社がとるべき行動を定め、緊急事態を早期かつ適切に収束させ、当社グループの信頼を回復させることとしております。更に、新型コロナウイルス感染症の対応として、感染拡大防止、従業員の安全確保及び業務を滞りなく継続する観点から、「緊急対策本部運用要領」に従い、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的な対応を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
当社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、その他社内規則において取締役の職務と権限を明確に定め、取締役会及び経営会議を定期的を開催し、効率的かつ迅速な意思決定を行っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について
当社は、「子会社管理規程」を定め、グループ会社を監督するための監督責任者を配置しております。また、グループ会社と当社との間でグループ経営会議、運営会議、連絡会議などを開催し、情報を共有し連携の強化を図っております。
- ⑥ 当社の監査役による監査を支えるための体制について
当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、グループ経営会議、執行役員会、コンプライアンス会議などの重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しております。また、当社の監査役は、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い相互の連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

決定した方針はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、百分率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	49,532	流 動 負 債	21,684
現金及び預金	22,589	業務未払金	2,992
受取手形、完成業務未収入金及び契約資産	25,979	短期借入金	1,190
未成業務支出金	165	リース債務	538
その他	1,298	未払法人税等	2,801
貸倒引当金	△500	契約負債	4,547
		賞与引当金	3,240
		役員賞与引当金	233
		業務損失引当金	84
		完成業務補償引当金	82
		その他	5,973
固 定 資 産	23,763	固 定 負 債	3,891
有形固定資産	9,899	長期借入金	201
建物及び構築物	2,942	リース債務	960
機械装置及び運搬具	231	完成業務補償引当金	574
土地	4,787	繰延税金負債	120
リース資産	186	退職給付に係る負債	1,161
使用権資産	1,142	資産除去債務	258
その他	608	その他	614
無形固定資産	4,658	負 債 合 計	25,576
リース資産	20	純 資 産 の 部	
のれん	4,058	株 主 資 本	45,079
その他	580	資本金	3,025
投資その他の資産	9,204	資本剰余金	3,535
投資有価証券	4,205	利益剰余金	38,531
長期貸付金	468	自己株式	△14
繰延税金資産	1,122	その他の包括利益累計額	2,441
退職給付に係る資産	1,794	その他有価証券評価差額金	1,338
その他	1,720	為替換算調整勘定	606
貸倒引当金	△106	退職給付に係る調整累計額	496
		非支配株主持分	198
資 産 合 計	73,296	純 資 産 合 計	47,719
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,296

連結損益計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		83,485
売上原価		60,066
売上総利益		23,419
販売費及び一般管理費		15,401
営業利益		8,017
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	93	
為替差益	44	
受取家賃	38	
その他	89	280
営業外費用		
支払利息	54	
支払手数料	2	
その他	5	62
経常利益		8,235
特別利益		
投資有価証券売却益	41	
その他	0	41
特別損失		
固定資産処分損失	5	
減損	17	
その他	1	25
税金等調整前当期純利益		8,252
法人税、住民税及び事業税	3,937	
法人税等調整額	△1,610	2,327
当期純利益		5,924
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純利益		5,874

連結株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	3,025	3,610	29,861	△13		36,484
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	3,650	—		3,650
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,025	3,610	33,512	△13		40,134
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	△848	—		△848
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	5,874	—		5,874
自己株式の取得	—	—	—	△0		△0
連結範囲の変動	—	—	△6	—		△6
非支配株主に係る売建 プット・オプション負債の変動等	—	△75	—	—		△75
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	△75	5,019	△0		4,944
当 期 末 残 高	3,025	3,535	38,531	△14		45,079

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,414	391	381	2,187	148	38,820
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	3,650
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,414	391	381	2,187	148	42,470
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△848
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	—	—	5,874
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	△6
非支配株主に係る売建 プット・オプション負債の変動等	—	—	—	—	—	△75
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△75	214	114	254	50	304
当 期 変 動 額 合 計	△75	214	114	254	50	5,248
当 期 末 残 高	1,338	606	496	2,441	198	47,719

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

株式会社建設技研インターナショナル

Waterman Group Plc

Waterman Group (Aus) Pty Limited

日本都市技術株式会社

株式会社地圏総合コンサルタント

株式会社日総建

株式会社環境総合リサーチ

株式会社環境総合リサーチは、前連結会計年度まで非連結子会社でありましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の数 11社

非連結子会社の名称

株式会社CTIフロンティア

株式会社マネジメントテクノ

釜石太陽光発電株式会社

釜石檜ノ木平太陽光発電株式会社

株式会社CTIリード

株式会社CTI新土木

株式会社CTIウイング

株式会社CTIブランドプランニング

武漢長建創維環境科技有限公司

株式会社CTIミャンマー

株式会社CTIフィリピン

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社

株式会社CTIフロンティア、株式会社マネジメントテクノ、釜石太陽光発電株式会社、釜石檜ノ木平太陽光発電株式会社、株式会社CTIリード、株式会社CTI新土木、株式会社CTIウイング、株式会社CTIブランドプランニング、武漢長建創維環境科技有限公司、株式会社CTIミャンマー、株式会社CTIフィリピン、株式会社総合設備コンサルタント、株式会社札幌日総建及び株式会社ウェスタ・CHPは、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(株式会社総合設備コンサルタント、株式会社札幌日総建は株式会社日総建の関連会社であります。)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Waterman Group Plcの一部の連結子会社の事業年度の末日は3月31日又は6月30日のいずれかであり

ますが、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日である12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号2019年6月28日公表分）を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

未成業務支出金……個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……17～50年

使用権資産については、定額法を採用しております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- 3) 役員賞与引当金
役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 4) 業務損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
- 5) 完成業務補償引当金
完成業務に係る将来の補償費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる完成業務の補償額を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、国内外における公共事業及び民間事業の社会資本整備に係る多様な分野で調査・計画・設計等の建設コンサルティング業務を提供しております。
これらの業務は、顧客との契約に定められた履行義務に基づいて提供しており、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もって、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、売上高の計上は、完成基準（ただし、進捗部分について成果の確実性が認められる工事業務については工事進行基準を適用）によっておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従

っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が7,329百万円、売上原価が6,000百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,329百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が3,650百万円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び完成業務未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形、完成業務未収入金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成業務受入金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

Waterman Group Plcに係るのれんの評価

(1) 連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 4,058百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれんは、Waterman Group Plcの株式取得時の企業結合により発生したものであり、取得時に予測した将来の超過収益力等に基づき計上しております。

当該のれんの減損の兆候判定は、Waterman Group Plcの経営環境の著しい悪化の有無や当該株式取得時の取得原価算定に用いた事業計画とその実績値との比較及び最新の事業計画に基づく超過収益力等の著しい低下の有無に基づき合理的に検討しております。

当連結会計年度においては、当該のれんは、将来の超過収益力等を適切に反映しているものと評価し、減損の兆候はないと判断しております。

のれんの減損の兆候判定は、投資先現地の官公庁の設備投資予算や民間企業の設備投資の動向等の市場環境及び国際情勢等に起因するインフレの影響を含む経済全体の将来予測を反映して実施しております。

これらの将来予測を反映した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは長期にわたり、また、主として市場の状況といった外部要因により変動する可能性があります。

今後、取得時の当初事業計画とその実績値が乖離して悪化した場合等、将来の事業計画の見直しが必要になった場合には、当該のれんの減損損失が発生し、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を予見することは困難ですが、当連結会計年度末においては、Waterman Group Plcの業績に与える影響は限定的であり、翌連結会計年度以降も重要な影響を与えるものではないと仮定しております。

一定の期間にわたり収益を認識する方法における原価総額の見積り

(1) 連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識した売上高 83,107百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

建設コンサルティング業務（以下、業務という。）の収益の計上に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は進捗度に基づいて収益を認識し、進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合は、進捗度を合理的に見積ることができるようになるまで原価回収基準で収益を認識しております。

なお、進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

見積総原価は、業務ごとの実行予算として見積られます。実行予算の策定に当たっては、業務の完成のために必要となる作業内容及び工数等を見積り、将来の原価低減施策の効果の発現や工程管理の良否等に依存し、経営者や業務責任者の判断が伴いますので、原価総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、業務は新たな設計や企画、最新の技術や特定の専門的な技術力に関連し、顧客からの追加要請等の業務の着手後に判明する事実の存在や業務の状況の変化によって作業内容及び工数等を見積りが変更される可能性があり、原価総額の見積りには不確実性を伴います。その結果、業務の履行義務の充足に係る進捗度が変動する場合があります。翌連結会計年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を予見することは困難であります。当連結会計年度末においては、当社グループの業績に与える影響は限定的であり、翌連結会計年度以降も重要な影響を与えるものではないと仮定しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,340百万円
2. 保証債務	
下記の会社等の金融機関からの借入等について債務保証を行っております。	
株式会社CTIフロンティア（非連結子会社）	64百万円
株式会社ウェスタ・CHP（関連会社）	209百万円
当社グループ従業員	20百万円
計	294百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	14,159,086株	－株	－株	14,159,086株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	19,335株	143株	－株	19,478株

(注) 増加株式数143株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基 準 日	効力発生日
2022年3月24日	普通株式	848百万円	60円	2021年12月31日	2022年3月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2023年3月28日開催の第60回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 1,413百万円 |
| ② 配当原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当金額 | 100円 |
| ④ 基準日 | 2022年12月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2023年3月29日 |

4. 非支配株主に係る売建プット・オプション負債の変動等

当社グループは、国際財務報告基準（IFRS）を適用する連結子会社の非支配株主に対して連結子会社株式に係る売建プット・オプションを付与しており、将来支払うと見込まれる金額をその他の負債に計上するとともに同額を資本剰余金から減額し、当初認識後の変動についても資本剰余金の増減にて認識しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成業務未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、「契約業務管理規程」及び「受託契約取扱要領」に従い、所定の期日が過ぎても入金されない場合は、原因を調査したうえで、結果を社内関係者に周知し、関係部署が適切に対処しております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託や株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、時価のあるものについては定期的に時価の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額847百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
①満期保有目的の債券	708	672	△35
②その他有価証券	2,649	2,649	－

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、完成業務未収入金及び契約資産」「業務未払金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：
観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,649	—	—	2,649

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
債券	—	—	672	672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産について記載すべき重要なものはないため開示を省略しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	報告セグメント		合 計
	国内建設コンサルティング事業	海外建設コンサルティング事業	
一時点で移転される財又はサービス	378	－	378
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	57,781	25,325	83,107
顧客との契約から生じる収益	58,160	25,325	83,485
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	58,160	25,325	83,485

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等〕 5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	9,113
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,310
契約資産（期首残高）	14,191
契約資産（期末残高）	18,669
契約負債（期首残高）	5,324
契約負債（期末残高）	4,547

契約資産は、主に請負契約について期末日時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づいて認識した売上収益に係る対価への権利であります。契約資産は当該権利が無条件になる（法的な請求権が確定した）時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取る前受金等に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,787百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	報告セグメント		合 計
	国内建設コンサルティング事業	海外建設コンサルティング事業	
残存履行義務に配分した取引価格	39,727	25,034	64,761

国内建設コンサルティング事業は、その約9割が1年以内に、残り約1割が1年超6年以内に収益として認識される見込みです。

海外建設コンサルティング事業は、その約7割が1年以内に、残り約3割が1年超7年以内に収益として認識される見込みです。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 3,360円83銭
- 2 株当たり当期純利益 415円49銭

なお、「(会計方針の変更に関する注記)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識基準に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は317.74円、1株当たり当期純利益は64.23円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	34,247	流動負債	12,655
現金及び預金	17,057	業務未払金	2,408
受取手形、完成業務未収入金及び契約資産	14,777	リース負債	39
未成業務支出金	86	未払金	471
前払費用	327	未払法人税等	2,439
短期貸付金	1,895	未払費用	1,378
その他の	103	契約負債	2,227
		預り金	765
固定資産	24,145	賞与引当金	2,748
有形固定資産	7,992	役員賞与引当金	37
建物	2,568	業務損失引当金	24
構築物	136	完成業務補償引当金	82
機械及び装置	87	資産除去債務	15
器具及び備品	327	その他の	16
土地	4,787	固定負債	1,299
リース資産	85	リース債務	50
		退職給付引当金	1,054
無形固定資産	522	資産除去債務	191
借地権	16	その他の	3
ソフトウェア	482		
リース資産	1	負債合計	13,955
電話加入権	22	純資産の部	
		株主資本	43,097
投資その他の資産	15,629	資本金	3,025
投資有価証券	3,492	資本剰余金	4,122
関係会社株	8,078	資本準備金	4,122
出資金	115	利益剰余金	35,963
長期貸付金	468	利益準備金	176
長期前払費用	15	その他利益剰余金	35,786
繰延税金資産	1,152	別途積立金	8,700
敷金・保証金	1,318	繰越利益剰余金	27,086
前払年の費用	1,088	自己株式	△14
その他の	6	評価・換算差額等	1,338
貸倒引当金	△106	その他有価証券評価差額金	1,338
資産合計	58,392	純資産合計	44,436
		負債・純資産合計	58,392

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,359
売上原価		35,006
売上総利益		16,353
販売費及び一般管理費		9,647
営業利益		6,705
営業外収益		
受取利息及び配当金	212	
受取家賃	101	
その他	70	384
営業外費用		
支払手数料	2	
賃借費用	54	
その他	9	66
経常利益		7,024
特別利益		
投資有価証券売却益	41	41
特別損失		
固定資産処分損	5	
その他	1	7
税引前当期純利益		7,058
法人税、住民税及び事業税	3,364	
法人税等調整額	△1,472	1,891
当期純利益		5,167

株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 計
		資 準 備	本 金 剰 余 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 金 繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	19,720	28,597
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	3,047	3,047
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	22,768	31,644
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△848	△848
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	5,167	5,167
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	4,318	4,318
当 期 末 残 高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	27,086	35,963

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△13	35,731	1,414	1,414	37,146
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	3,047	-	-	3,047
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△13	38,779	1,414	1,414	40,193
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△848	-	-	△848
当 期 純 利 益	-	5,167	-	-	5,167
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	-	-	△75	△75	△75
当 期 変 動 額 合 計	△0	4,318	△75	△75	4,242
当 期 末 残 高	△14	43,097	1,338	1,338	44,436

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券
 - 満期保有目的の債券……償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - 2) 棚卸資産
 - 未成業務支出金……個別法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物……17～50年
 - 2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - 3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - 2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 4) 業務損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
 - 5) 完成業務補償引当金
完成業務に係る将来の補償費用の支出に備えるため、当事業年度末において見込まれる完成業務の補償額を計上しております。
 - 6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社は、国内外における公共事業及び民間事業の社会資本整備に係る多様な分野で調査・計画・設計等の建設コンサルティング業務を提供しております。
これらの業務は、顧客との契約に定められた履行義務に基づいて提供しており、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。
- (6) その他計算書類の作成のための重要な事項
退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、売上高の計上は、完成基準（ただし、進捗部分について成果の確実性が認められる工事業務については工事進行基準を適用）によっておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が4,425百万円、売上原価が3,447百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ978百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が3,047百万円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた

「完成業務未収入金」は、当事業年度より「受取手形、完成業務未収入金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成業務受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

【時価の算定に関する会計基準】(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

Waterman Group Plcに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式8,078百万円のうちWaterman Group Plcに係るもの 6,962百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

Waterman Group Plc株式は、市場価値のない株式であり、超過収益力等を反映した価額で取得しております。関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされますが、実質価額が著しく下落したときには減損処理が必要となります。

当事業年度においては、同社の超過収益力等を反映した株式の実質価額を、連結計算書類の「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載のとおり評価した結果、その実質価額に著しい下落が見られないと判断したことから、取得価額をもって貸借対照表に計上しております。

超過収益力等の評価は、投資先現地の官公庁の設備投資予算や民間企業の設備投資の動向等の市場環境及び国際情勢等に起因するインフレの影響を含む経済全体の将来予測を反映して実施しております。

これらの将来予測を反映した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは長期にわたり、また、主として市場の状況といった外部要因により変動する可能性があります。

今後、将来の事業計画の見直しが必要になり、実質価額に著しい下落が見られた場合には、当該関係会社株式の減損損失が発生し、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を予測することは困難ですが、当事業年度末においては、Waterman Group Plcの業績に与える影響は限定的であり、翌事業年度以降も重要な影響を与えるものではないと仮定しております。

一定の期間にわたり収益を認識する方法における原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識した売上高 51,357百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

建設コンサルティング業務(以下、業務という)の収益の計上に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は進捗度に基づいて収益を認識し、進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合は、進捗度を合理的に見積ることができるようになるまで原価回収基準で収益を認識しております。

なお、進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によっております。

見積総原価は、業務ごとの実行予算として見積られます。実行予算の策定に当たっては、業務の完成のために必要となる作業内容及び工数等を見積り、将来の原価低減施策の効果の発現や工程管理の良否等に依存し、経営者や業務責任者の判断が伴いますので、原価総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、業務は新たな設計や企画、最新の技術や特定の専門的な技術力に関連し、顧客からの追加要請等の業務の着手後に判明する事実の存在や業務の状況の変化によって作業内容及び工数等の見積りが変更される可能性があり、原価総額の見積りには不確実性を伴います。その結果、業務の履行義務の充足に係る進捗度が変動する場合があります、翌事業年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を予見することは困難であります。当事業年度末においては、当社の業績に与える影響は限定的であり、翌事業年度以降も重要な影響を与えるものではないと仮定しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		5,023百万円
(2) 保証債務		
下記の会社等の金融機関からの借入等について債務保証を行っております。		
株式会社CTIフロンティア（非連結子会社）		64百万円
株式会社ウェスタ・C H P（関連会社）		209百万円
当社グループ従業員		20百万円
計		294百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	1,913百万円
	短期金銭債務	574百万円
	長期金銭債権	366百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社との営業取引高	2,256百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	229百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	19,335株	143株	一株	19,478株

(注) 増加株式数143株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	157百万円
業務損失引当金	7百万円
完成業務補償引当金	25百万円
賞与引当金	841百万円
賞与社会保険料	125百万円
退職給付引当金	400百万円
有価証券評価損	76百万円
資産除去債務	63百万円
その他	305百万円
繰延税金資産小計	2,003百万円
評価性引当額	△292百万円
繰延税金資産合計	1,710百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	38百万円
その他有価証券評価差額金	519百万円
繰延税金負債合計	557百万円
繰延税金資産純額	1,152百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の原因となった項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等の損金不算入	0.04%
住民税均等割	1.17%
受取配当等の益金不算入	△0.49%
試験研究費の税額控除	△0.72%
人材確保促進税制の税額控除	△3.25%
役員賞与損金不算入	0.18%
評価性引当金の増減	△0.24%
その他	△0.51%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.80%

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社建設技研 インターナショナル	東京都 江東区	100	注1	100 (一)	当社の業務の 一部を委託	資金の貸付	800	短期貸付金	800
							貸付金の回収	800		
子会社	日本都市技術 株式会社	東京都 中央区	100	注2	100 (一)	当社の業務の 一部を委託	資金の貸付	690	短期貸付金	—
							貸付金の回収	960		

- (注) 1. 事業内容は、「建設コンサルタント」であります。
 2. 事業内容は、「建設コンサルタント及び土地区画整理事業」であります。
 3. 取引条件については、以下のとおりであります。
 ・貸付取引：市場金利を勘案して貸付利率を決定しております。

7. 収益認識基準に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等) 5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,142円70銭
 (2) 1株当たり当期純利益 365円43銭

なお、「(会計方針の変更に関する注記)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識基準に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は262.96円、1株当たり当期純利益は48.00円それぞれ増加しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

株式会社 建設技術研究所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社建設技術研究所の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社建設技術研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

株式会社 建設技術研究所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社建設技術研究所の2022年1月1日から2022年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致の意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況等を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正確保に必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から経営及び管理の状況等について報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、第60期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備や運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月10日

株式会社 建設技術研究所 監査役会

常勤監査役 中下 恵 勇 ㊟

監査役 齋藤 貢 一 ㊟

社外監査役 田中 康 郎 ㊟

社外監査役 石川 剛 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間
東京都千代田区隼町1番1号 電話番号：03-3288-0111



交通の
ご案内

- 東京メトロ半蔵門線
- 東京メトロ半蔵門線
- 東京メトロ半蔵門線

- 東京メトロ有楽町線

【半蔵門駅】 1番出口より徒歩2分

【半蔵門駅】 3b出口より徒歩3分

【半蔵門駅】 6番出口より徒歩3分
6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

【魏町駅】 1番出口より徒歩7分